		二十五　航海中は貨物の温度を毎日計測し、記録すること。 二十六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十七　陸揚げ後は、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞する物を取り除くこと。
ヒマの実、ヒマシ油かす、ヒマシ油かすペレット、ヒマのひき割り、又はヒマのフレーク（危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。） UN2969	CASTOR BEANS or CASTOR MEAL or CASTOR POMACE or CASTOR FLAKE UN2969	一　食品並びに酸化性物質（個品危険物及び固体ばら積み物質）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ヒマシ油かす、ヒマのひき割り及びヒマのフレークはばら積みして運送しないこと。 五　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する装具を着用すること。 七　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 八　陸揚げ後は十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。
魚粉（抗酸化剤入りのもの） UN2216	FISHMEAL (FISHSCRAP), STABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated	一　可燃性物質類（等級4.2）として隔離すること。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み時における貨物の温度は、35℃又は周囲温度に５℃を加えた温度のいずれか高い温度を超えないこと。 八　積載場所の空気中の酸素濃度を計測する機器を船舶に備えること。 九　船積み前に、抗酸化剤の添加その他の貨物の安定化のための措置を講じていること。 十　船長は荷送人から、当該荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する水分値その他の貨物に関する情報を記載した書面の提供を受けること。 十一　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 十二　航海中は貨物を低温で乾燥した状態に保つこと。 十三　積載場所の貨物の温度が55℃に達した場合には、通風を停止すること。
		十四　前号の措置にもかかわらず自然発熱が継続する場合は、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十五　航海中は、貨物の温度を一日に三回計測し、計測記録を船内に保管すること。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百二十八号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二の三第一項第二号及び第十五条の三の二の規定に基づき、固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部を改正する告示

固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十五条の二の三第一項第二号」に、同条第二項中「規則第二十八条の三」を「別表の品名の欄に掲げる物質に応じて、規則第十五条の三の二第一号及び第三号」に、「別表」を「同表」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
褐炭ブリケット	BROWN COAL BRIQUETTES	一　積載場所の仕切りは、耐火耐水性を有すること。 二　火薬類（等級1.4）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類に分類される個品危険物並びに可燃性物質類及び酸化性物質に分類される固体ばら積み物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　酸化性物質（個品危険物及び固体ばら積み物質）を積載場所の上下の船倉又は区画に積載しないこと。 四　火薬類（等級1.4のものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 五　高温の場所に隣接して積載しないこと。 六　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 七　船積み前にサイドスパーリングを取り除いておくこと。 八　船積み前に、船長は荷送人から、貨物の性状（水分及び硫黄分並びに粒径）及び積載の方法を示す書面の提出を受けること。 九　貨物は船積み前に７日間以上貯蔵したものであること。 十　船積み前に次に掲げる事項を行うこと。 イ　暴露甲板上の積載場所に通じる閉鎖区域を閉鎖し、密閉すること。